

鴨川市情報公開条例及び鴨川市行政不服審査等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第6号

鴨川市情報公開条例及び鴨川市行政不服審査等に関する条例の一部を改正する条例

(鴨川市情報公開条例の一部改正)

第1条 鴨川市情報公開条例(平成18年鴨川市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)」を加え、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「、身体又は」を「、健康、生活若しくは」に、「、犯罪の予防又は」を「又は犯罪の予防若しくは」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第9条中「第7条第1号」を「第7条第1号及び第3号」に改める。

第15条第2項第1号中「同条第3号ただし書」を「第4号ただし書」に改める。

第20条第1項中「鴨川市情報公開及び個人情報保護審査会」を「鴨川市行政不服審査会」に改める。

(鴨川市行政不服審査等に関する条例の一部改正)

第2条 鴨川市行政不服審査等に関する条例(平成28年鴨川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第23条」に、「第12条」を「第24条」に改める。

第12条を第24条とし、第4章中第11条を第23条とする。

第10条に次の1項を加える。

4 審査会の会議は、公開しない。

第10条を第11条とし、同条の次に次の11条を加える。

(第7条第1号に掲げる事項に係る調査審議の手続)

第12条 第7条第1号に掲げる事項(個人情報の保護に関する法律の規定による処分及びその不作為に係る審査請求に関する事項に限る。)に係る調査審議の手続については、前条並びに法、行政不服審査法施行令及び行政不服審査法施行規則(平成28年総務省令第5号)に定めるもののほか、次条から第15条までに定めるところによる。

(審査会の調査権限)

第 13 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第 14 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第 1 項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第 15 条 審査会は、第 13 条第 3 項又は個人情報の保護に関する法律第 106 条第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 81 条第 3 項において準用する法第 74 条若しくは同項において準用する法第 76 条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人、参加人（法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(第 7 条第 2 号に掲げる事項に係る調査審議の手続)

第 16 条 第 7 条第 2 号に掲げる事項に係る調査審議の手続については、第 11 条に定めるもののほか、次条から第 22 条までに定めるところによる。

(審査会の調査権限)

第 17 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報又は公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報又は公文書の開示を求めることができない。

2 第 13 条第 2 項の規定は、前項の規定による求めがあったときについて準用する。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報又は公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人等に主張書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第 18 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口

頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第 19 条 審査請求人等は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。

この場合において、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第 20 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 17 条第 1 項の規定により提示された保有個人情報若しくは公文書を開覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 18 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第 21 条 審査会は、第 17 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 19 条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面又は資料の開覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの開覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その開覧を拒むことができない。

3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定による開覧をさせようとするときは、当該送付又は開覧に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第 2 項の規定による開覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第 22 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条中「法の規定によりその権限に属させられた」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 法の規定によりその権限に属させられた事項

(2) 鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例及び鴨川市情報公開条例の規定による処分及びその不作為に係る審査請求に関する事項

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(定義)

第5条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関（鴨川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年鴨川市条例第5号）第2条に規定する実施機関をいう。）

(2) 鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鴨川市条例第4号）第45条第1項の規定により審査会に諮問した議会の議長

(3) 鴨川市情報公開条例（平成18年鴨川市条例第6号）第20条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関（同条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。）

2 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げる情報をいう。

(1) 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報

(2) 鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例第25条、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同条例第2条第5項に規定する保有個人情報

3 この章において「公文書」とは、鴨川市情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る公文書（同条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（鴨川市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の鴨川市情報公開条例第7条、第9条及び第15条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求（同条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

（鴨川市情報公開及び個人情報保護審査会条例の廃止）

3 鴨川市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成17年鴨川市条例第10号）は、廃止する。

（鴨川市情報公開及び個人情報保護審査会条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行前において前項の規定による廃止前の鴨川市情報公開及び個人情報保護審査会条例（以下「旧条例」という。）第1条の規定により設置された鴨川市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員であった者に係る旧条例第9条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に旧審査会にされた諮問であってこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは鴨川市行政不服審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は鴨川市行政不服審査会がした調査審議の手続とみなす。

（鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年鴨川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

情報公開及び個人情報保護審査会の委員	9,000 円	を削る。
--------------------	---------	------

」